令和８年度共同募金（令和９年度事業）配分金を活用した
福祉事業等補助金募集要項　＜一般補助＞

募集期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月３０日（月）

≪趣旨≫

赤い羽根共同募金は、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間の福祉活動を支援することを目的として配分されています。

久留米市社会福祉協議会では、「第２期くるめ支え合うプラン」で目指す「みんなでつくる支え合うこころあふれるまち　くるめ」の実現に向け、この共同募金配分金の一部を活用した補助事業を行います。

この補助事業により、複雑・多様化する地域の福祉課題に対して、ボランティアグループや福祉団体等が行う福祉活動をさらに活発化し、より多くの市民が安心してその人らしい生活を実現できる「福祉のまちづくり」を目指します。

（１）募集の内容

①補助金の名称

一般補助

②補助の目的

これまでに久留米市内において実践してきた活動で、今後も継続する必要性が高く、支援が必要と思われる団体に補助することにより、地域福祉活動を活性化し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とします。

③補助金額

１団体５万円を上限とする。

④補助対象経費

福祉の増進を図るボランティアグループや福祉団体等の運営全般に係る経費

（２）応募の条件等

①補助対象となる団体

ア　久留米市内に拠点を置き、地域福祉活動を行っている団体

イ　主たる活動範囲が、久留米市内であると共に、複数の小学校区以上の範囲で活動を展開している団体

ウ　定款または規約、会則等を有する団体

エ　構成員の人数が５名以上である団体

オ　暴力団でないこと。又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にない団体

②活動期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

③不承認事項

ア　公費補助を受けている運営費、事業費に重複して助成を受けようとするもの

イ　団体構成員の相互共済のみを行うもの

ウ　政治・宗教・組合等の運動のために、その手段として行われるもの

エ　補助金以外の収入によって必要な運営ができるもの

オ　運営の基礎、管理の状況等が不十分で対外的に信頼が得られないもの

カ　営利のために行っているもの

（３）応募方法

①申請手続

別途様式に必要事項を記入の上、久留米市社会福祉協議会に提出ください（郵送不可）。

ア　申請書（別記様式１）

イ　団体調書（別記様式２）

②添付書類等

ア　団体会則等

イ　総会資料（令和７年度決算書・事業報告書、令和８年度予算書・事業計画書）

ウ　会員名簿

（４）募集期間

令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月３０日（月）

（５）選定方法、結果及び通知

申請内容について、共同募金会久留米市支会に設置した「配分審査委員会」で審査を行います。また、必要に応じて、面談等による聞き取りを行うこともあります。

審査結果については、すべての申請団体に通知します。併せて、補助金交付決定団体には、交付決定通知を送付し、必要な手続きを行います。

（６）提出・問合わせ先

久留米市社会福祉協議会　ボランティアセンター（地域福祉課）

〒830－0027　久留米市長門石１丁目１番 34 号

TEL（0942）34－3035　　FAX（0942）34－3090

E-mail　heartful@heartful-volunteer.net